

年金受給者の稼得活動

Marcel Bourgeois

(スイス)

本稿には、年金受給者とかれらの稼得活動が論述されている。近年では、老齢・遺族年金制度で定められた年齢に達した人びとが次第に増えており、かれらは稼得活動に従事するのを続けてきた。老齢年金、労働からの所得、および、特殊な例では、退職年金を組合せることにより、多数の年金受給者は所得の合計が退職前に取得した最後の賃金をかなり上まわる所得を手に入れることができになっている。多数のこれらの人びとは、財政的な理由のためではなくて、第一義的には、完全に労働を停止して、余りにも不愉快な思いをして労働生活から離脱するのを避けるために、労働を続けてきた。

老齢・遺族年金に対して受給資格を取得するのは無条件である。たとえば、稼得活動を停止することは要求されない。この基本原則は寡婦年金と遺児年金もカバーしている。しかし、スイス全国災害保険基金もしくは軍人保険年金と老齢年金を組合わせる場合には、前者の給付にある減額が行なわれるかも知れない。さらに、退職年齢後に稼得活動に従事する者は、当人の老齢年金に受給延期を要求されるかも知れない。公的な退職基金によって受給を認められた人びとは、同様な規定で管理される。つまり、基本的には、受給者が労働を続ける場合に、これらの年金は減額されない。しかし、スイス全国災害保険基金もしくは軍人年金による年金に同様な受給資格を取得する場合には、減額が規定されている。民間企業の年金基金がもっている大部分の規定は、年金の併給の問題もしくは稼得活動に従事する年金受給者の立場について、なんらの規則も含んでいない。

老齢保険制度に2本目の柱、つまり職業に関連させた年金を採用するのは、年金制度のよりすぐれた統合を正当化すると、筆者は考えている。しかし、そのような調和に対する法律的な根拠は欠けている。したがって、被保険者の続ける労働が実質的な収入をかれにもたらす限り、被保険者に老齢年金の受給延期を要求しながら、老齢・遺族保険制度を管理する機関と各保険基金との間で協約が締結されるべきであると、筆者は提案している。

Zur Frage der Erwerbstätigkeit von Rensionierten, Schweizerische Zeitschrift zur Sozialversicherung, 18th year, 1974, pp.26 et seq.; No.54, '74/75.

児童手当の改正

R. Roter

(イスラエル)

本稿には、最近の児童手当改正について、経済政策と社会政策の影響、つまり、貧困の減少と所得分配の検討が論述されている。

中央値に当る所得の半分以下の所得水準、かれらの住居の密集度、および生活環境によって判断すれば、イスラエルの大家族は貧困にとって主要な貯水池になっている。貧困なすべての子供達のうち、75.0%は子供が4人以上の世帯に、また、50.0%は6人以上の世帯に属している。

調査で発見された興味のある1例は、貧困な世帯の子供の90.0%が両親の揃っている正常な世帯に属しており、これらの中の80.0%では、世帯主が稼得活動に雇用されているということである。かれらの低い経済的な水準の基本的な

理由は、所得能力の一時的なもしくは永久的な喪失ではなくて、低賃金が大家族に結びついているのである。イスラエルの社会は、次の方法で経済的に弱い人びとに見苦しくない生活水準を保証しようと努力している。つまり、それらの方法は、

- (a) 子供の人数に比例した税金の控除,
- (b) 国民保険と児童手当,
- (c) 福祉局による現金給付,
- (d) 低所得グループへの生計費手当,
- (e) 保証された最低賃金である。

これらの方法は各種の目的をもっており、それぞれは社会的および経済的な利点と欠点をもっている。1972年10月に、児童手当法の改正が採用されたが、その改正は3つの主要な特徴をもっていた。つまり、それらは(a) 基本的な手当の重要な増額、(b) 課税対象とする所得に手当を含めることによって実現しようとするより一層適正かつ累進的な給付、(c) 使用者の代りに社会保険により直接に提供される第3子への手当の支払いである。

その改正は成人1人当たり月額約130イスラエル・ポンドの所得を保証し、それは1972／73年に中央値に当る所得の3分の1に相当していた。小人数の世帯は平均的な所得についてかれらの相対的な立場を維持したが、3人、4人、もしくはそれ以上の子供を有する世帯は、かれらの状態を半分ずつ改善された。

この改正のお蔭で、低所得の世帯（すべての大家族世帯の40.0%に当る）は、完全な税金控除を享受し、手当を全額受給しているが、新しい児童手当のうち一部を受給するより裕福な世帯は、僅かに高い純手当分だけを得るにすぎないだろう。

大家族に対する純手当の増額に加えて、その改正は貧困のギャップを従来の大きさの約3分の1縮め、6人以上の子供を有する世帯では、その縮小は約3

分の2になるであろう。

「負の所得税」という別な制度による提案と比較すれば、国民保険公社によって実施されたその改正は、双方とも実行可能であり、また、管理と実施の両面でより効果的にする利点をもっている。

貧困ギャップを縮め、かつ貧困な世帯数を少なくするために、各個人別の租税手当を統一的な児童手当に対応した増額と取替えるより一層改善した手段を、筆者は提案している。

この改正および同様な改正の直接的な目的は、公平な所得の保証を目指した各種の制度の調整を達成することであるが、最終的な全体としての目的は貧困ギャップを縮めることである。

Reform of Children's Allowance in Israel, Social Insurance, No. 4—5, July 1973; No. 70, '74 / 75.

（以上5編の「ISSA海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するISSAのAdvisory Committee—1967年10月—による了解にもとづき、Social Security Abstractsより採用した）

（平石長久 社会保障研究所）